

# 定期監査結果報告書

平成 2 5 監査年度 第 2 回

(平成 26 年 4 月～平成 26 年 7 月執行分)

## 監査対象機関

○知事部局所管の各課・現地機関	102 機関
・統括本部 各課	7 機関
・統括本部 現地機関	1 機関
・くらし環境本部 各課	9 機関
・文化・スポーツ部 各課	3 機関
・健康福祉本部 各課	11 機関
・農林水産商工本部 各課	9 機関
・農林水産商工本部 現地機関	21 機関
・国際・観光部 各課	4 機関
・生産振興部 各課	6 機関
・県土づくり本部 各課	11 機関
・交通政策部 各課	4 機関
・経営支援本部 各課	9 機関
・経営支援本部 現地機関	5 機関
・出納局 各課	2 機関
○教育委員会所管の各課	8 機関
○公安委員会所管の警察本部	1 機関
○その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	117 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	2
1	監査の結果の概要	2
2	重要な指摘事項	3
3	その他指摘事項・検討を要する事項	3
4	監査対象機関ごとの監査結果	6
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・統括本部 各課・現地機関	6
	・くらし環境本部 各課	8
	・文化・スポーツ部 各課	11
	・健康福祉本部 各課	12
	・農林水産商工本部 各課・現地機関	15
	・国際・観光部 各課	23
	・生産振興部 各課	24
	・県土づくり本部 各課	26
	・交通政策部 各課	29
	・経営支援本部 各課・現地機関	30
	・出納局 各課	34
	教育委員会所管の各課	35
	公安委員会所管の警察本部	37
	その他の委員会等所管の事務局	37
第 3	組織及び運営の合理化に資するための意見 (地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく意見)	別冊
	用語の解説	39

監 査 第 4 0 2 号  
平成 2 6 年 9 月 2 日

佐賀県議会議長	木原 奉文 様
佐賀県知事	古川 康 様
佐賀県教育委員会委員長	牟田 清敬 様
佐賀県公安委員会委員長	吉富 啓子 様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大川正二郎 様
佐賀県人事委員会委員長	大西 憲治 様
佐賀県労働委員会会長	前田 和馬 様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	徳永 重昭 様
松浦海区漁業調整委員会会長	川 寄 和 正 様

佐賀県監査委員	池 田 巧
同	田 中 俊 雄
同	三 竿 博 史
同	石 丸 博

定期監査（平成 2 5 監査年度 第 2 回）の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

また、同条第 1 0 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資する意見を提出します。



# 第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

## 1 監査実施期間

平成26年4月～平成26年7月執行分

## 2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	102機関
教育委員会所管の各課	8機関
公安委員会所管の警察本部	1機関
その他の委員会等所管の事務局	6機関

## 3 監査の着眼点

平成25年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
  - ① 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
  - ② 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
  - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
  - ② 契約書の内容は適正か
  - ③ 工事の執行管理は適正か
  - ④ 補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適正か
  - ⑤ 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か
- (4) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
  - ① 財産等の管理、処分の手続等は適正か
  - ② 債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、39ページから49ページを参照

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項及び検討事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項				2						2
その他指摘事項	1	2	24	6	20	1	3	41	2	100
検討を要する事項			1					7		8
合計	1	2	25	8	20	1	3	48	2	110

(参考)

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数（平成25監査年度合計）

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	2				1		4
その他指摘事項	1	7	52	9	53	14	3	104	7	250
検討を要する事項			1		2			13	1	17
合計	1	7	54	11	55	14	3	118	8	271

注：「定期監査結果報告書 平成25監査年度 第1回（平成25年10月～平成26年3月執行分）」の区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数との合計

## 2 重要な指摘事項

### 【健康福祉本部】

- 支出負担行為で、遅延しているものがあつた。

(障害福祉課)

事 項 名	平成 25 年度障害者地域移行促進事業委託
支出負担行為 すべき年月日	平成 25 年 4 月 1 日
支出負担行為月	平成 25 年 8 月
支出負担行為額	2,400,000 円

### 【経営支援本部】

- 支出金額を誤っているものがあつた。

(資産活用課)

県有財産所在市町村交付金で、土地の貸付面積が変更されていたが、変更前の面積で算出し、平成 19 年度から平成 26 年度までの交付金を過大に支出していた。

事 項 名	県有財産所在市町村交付金
金 額	(正) 541,800 円
	(誤) 1,014,400 円
過 大 交 付 額	472,600 円

## 3 その他指摘事項・検討を要する事項

### (1) 予算関係 (1 件)

- ① 繰越手続きをしていないもの

### (2) 給与、旅費関係 (2 件)

- ① 時間外勤務手当等で追給を要するもの

### (3) 収入関係 (25 件)

- ① 調定で遅延しているもの
- ② 収入未済があるもの
- ③ 証紙の消込時期が適正でないもの
- ④ 証紙収入の報告で金額を誤っているもの
- ⑤ 入学検定料に係る証紙の取扱いで、検討を要するもの
- ⑥ 徴収事務委託で、徴収時期が遅延しているもの
- ⑦ 調定決議書で、決裁を受けていないもの
- ⑧ 入札保証金で金融機関への払込が遅延しているもの

(4) 支出関係 (6件)

- ① 支出負担行為で遅延しているもの
- ② 概算払の時期が適正でないもの
- ③ 支出負担行為で決裁区分を誤っているもの

(5) 契約関係 (20件)

- ① 契約で事前承認をしていないもの
- ② 随意契約に該当しないもの
- ③ 見積条件と異なる見積書を無効とせず、受理しているもの
- ④ 契約書等の内容で適正でないもの
  - ・ 契約書に収入印紙が貼付されていないもの、また、金額が誤っているもの
  - ・ 契約書に記載すべき事項が記載されていないもの
  - ・ 遅延利息の率を誤っているもの
  - ・ 契約者(所属長)の押印がないもの
  - ・ 契約書に仕様書の一部を添付していないもの
- ⑥ 業務委託で、不備のある実績報告書を受理しているもの
- ⑦ 契約書に定める監督員の決定及び通知をしていないもの
- ⑧ 契約締結時に契約保証金が納付されていないもの
- ⑨ 特記仕様書に定める打合せ記録の提出を受けていないもの
- ⑩ 打合せ記録簿に監督員の押印がないもの
- ⑪ 契約書に定める仲裁合意書を受注者に送付していないもの
- ⑫ 誤った指示により成果物の一部が使用できず、追加発注が生じたもの
- ⑬ 入札保証金の返還が遅延しているもの

(6) 工事の執行関係 (1件)

- ① 工事機材で、強度計算の確認を行っていないもの

(7) 補助金関係 (3件)

- ① 交付決定で遅延しているもの
- ② 交付要綱に定める事業遂行状況報告書の提出を受けていないもの
- ③ 規則に定める事業完了予定日の変更報告及び年度終了実績報告書の提出を受けていないもの

(8) 財産関係 (48件)

- ① 物品の返納や不用の決定手続をしないで処分しているもの
- ② 物品の交付日の記載漏れや確認印がないもの
- ③ 行政財産使用許可台帳や公有財産貸付台帳で記載誤りや記載漏れ等があるもの
- ④ 行政財産の使用許可で、使用料の免除希望が未記載のものをそのまま受理し、免除しているもの
- ⑤ 土地建物借受台帳を作成していないもの
- ⑥ 財産台帳の記載や財務経営システムへの入力で適正でないもの
- ⑦ 行政財産使用許可を行っていないもの
- ⑧ 行政財産一時使用許可に該当しないものを一時使用として許可しているもの
- ⑨ 備品札を貼付していないもの
- ⑩ 臨時供用簿を作成していないもの
- ⑪ 使用していない重要物品の活用等について検討を要するもの

- ⑫ 救助用物資に係る帳簿の記載等で適正でないもの
- ⑬ 備品で亡失しているもの
- ⑭ 公用車に損害を与えているもの
- ⑮ 公用車（リース車）に損害を与えているもの

(9) その他 （2件）

- ① 入札保証金から契約保証金への振替で遅延しているもの
- ② 家畜伝染病予防法に基づく報告で添付書類に不備があるもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

#### 4 監査対象機関ごとの監査結果

##### 知事部局所管の各課・現地機関

###### ・統括本部 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>政策監グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>ユニバーサルデザイン推進グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>秘書課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>情報・業務改革課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 契約書で、収入印紙が貼付されていないものがあった。

監査対象機関名	<b>危機管理・広報課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月23日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>消防防災課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月23日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入の報告で、重複して報告しているものがあつた。</p> <p>② 行政財産使用許可台帳、土地建物借受台帳及び財産台帳（工作物）の履歴台帳で、記載漏れや更新していないものがあつた。</p> <p>③ 重要物品に該当しない借入物品を財務経営システムに重要物品として入力しているものがあつた。</p> <p>④ 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>消防学校</b>
監査執行年月日	平成26年 5月12日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・くらし環境本部 各課

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月29日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>男女参画・県民協働課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月27日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品の処分で、物品返納書を送付しないまま、売却処分しているものがあった。</p> <p>② 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>人権・同和対策課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(貸付金元利収入)</p> <p>② 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあった。</p> <p>③ 業務委託で、契約書に定める監督員決定の手続き及び通知を行っていないものがあった。</p> <p>④ 行政財産使用許可台帳で、許可面積の記載を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>こども未来課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月27日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>くらしの安全安心課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月17日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品で、亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>環境課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>原子力安全対策課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>有明海再生・自然環境課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月23日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与えているものがあった。(交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>循環型社会推進課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月22日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(弁償金)</p>

・文化・スポーツ部 各課

監査対象機関名	<b>まなび課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 2日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>スポーツ課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 1日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品で、返納及び不用の決定をしないまま、棄却処分しているものがあつた。</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>文化課（世界遺産推進室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月22日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉本部 各課

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月29日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>粒子線治療普及グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>地域福祉課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 2日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 災害救助基金の救助用物資に係る帳簿の記載等で、適正でないものがあった。

監査対象機関名	<b>母子保健福祉課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 1日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。(児童扶養手当返還金、児童福祉費負担金) ② 補助金に係る支出負担行為で、決裁区分を誤っているものがあった ③ 契約締結の際に納付させるべき契約保証金を、契約締結後に納付させているものがあった。 ④ 財産台帳(土地)の記載漏れ、公有財産貸付台帳の更新漏れ及び土地建物借受台帳を作成していないものがあった。

監査対象機関名	<b>長寿社会課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 補助金の概算払いで、3月までに支払うべきものを5月に支払っているものがあった。</p> <p>② 補助金の交付決定で、遅延しているものがあった。</p> <p>③ 備品で、備品札を貼付していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>障害福祉課（就労支援室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 4日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（心身障害者扶養共済保険料負担金、心身障害者扶養共済制度年金過払い返納金）</p> <p>② 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p> <p>③ 工事で、契約書に定める監督員決定の手続き及び通知を行っていないものがあった。</p> <p>④ 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>医務課（地域医療体制整備室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 3日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（看護師等修学資金貸付金）</p> <p>② 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p> <p>③ 返納の手続きをしないで、物品を棄却処分しているものがあった。</p> <p>④ 財産の貸付で、公有財産貸付台帳を作成していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>国民健康保険課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月20日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>健康増進課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 3日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙による手数料徴収事務で、証紙の消印を速やかに行っていないものがあった。</p> <p>② 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>薬務課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月11日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>生活衛生課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産商工本部 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月29日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 災害救助基金の救助用物資に係る帳簿を作成していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>有田焼創業400年事業推進グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>コスメティック構想推進グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 6月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>新エネルギー課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月28日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。(3件)</p>

監査対象機関名	<b>新産業・基礎科学課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね</p>

	<p>適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産の貸付等で、公有財産貸付台帳及び行政財産使用許可台帳を作成していないものがあった。</p>
--	---

監査対象機関名	<b>企業立地課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月24日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>雇用労働課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 8日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>流通課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>商工課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 8日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金、弁償金、産地再生支援事業補助金返還金)</p>

監査対象機関名	<b>有田窯業大学校</b>
監査執行年月日	平成26年 5月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(工鉦業使用料)</p> <p>② 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。</p> <p>③ 入学検定料に係る証紙の取扱いで、検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: right;"><b>(検討を指示した所属：出納局会計課)</b></p>

監査対象機関名	<b>窯業技術センター</b>
監査執行年月日	平成26年 5月28日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <p>② 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>工業技術センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月17日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為通知書で委任出納員の記名及び押印がないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>産業技術学院</b>
監査執行年月日	平成26年 4月17日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 返納や不用の決定手続きをしないで、物品を棄却処分してい</p>

	<p>るものがあった。</p> <p>② 行政財産一時使用許可に該当しないものを一時使用として許可しているものがあった。</p> <p>③ 工事で設置した工作物で、財産台帳に記載していないものがあった。</p> <p>④ 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>
--	--

監査対象機関名	<b>国際交流プラザ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 8日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>農業技術防除センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>佐城農業改良普及センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>上場営農センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 設計業務の特記仕様書に定める打合せ記録の提出を受けていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農業試験研究センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月16日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産台帳（工作物）で、価格の記載を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農業大学校</b>
監査執行年月日	平成26年 4月16日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産台帳（工作物）で、価格の記載を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>果樹試験場</b>
監査執行年月日	平成26年 4月17日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為通知書に物品交付日の記載がなく、検査済日付印及び委任出納員の押印がないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>茶業試験場</b>
監査執行年月日	平成26年 5月28日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事で、競争入札で行うべきところを随意契約で行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>畜産試験場</b>
監査執行年月日	平成26年 5月28日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 見積書の記載で、適正でないものがあった。</p> <p>② 設計監理委託の打合せ記録簿に監督員の確認印がないものがあった。</p> <p>③ 物品の貸付で、借受人から受領書を受け取っておらず、また、財務経営システムへの入力をしていないものや臨時供用した物品で、臨時供用簿を作成していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>中部家畜保健衛生所</b>
監査執行年月日	平成26年 5月13日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 繰越した工事に関連する設計監理委託で繰越手続きを行わず、年度を分けて契約しているものがあった。 <b>(改善を指示した所属：畜産課)</b></p> <p>② 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。</p> <p>③ 業務委託契約で、事前承認を受けていないものがあった。</p> <p>④ 家畜伝染病予防法に基づく報告について、適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>北部家畜保健衛生所</b>
監査執行年月日	平成26年 5月13日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>西部家畜保健衛生所</b>
監査執行年月日	平成26年 5月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね</p>

	<p>適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 徴収事務委託で、受託者の徴収が遅延しているものがあった。</p> <p><b>(改善を指示した所属：畜産課)</b></p>
--	--

監査対象機関名	<b>玄海水産振興センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月15日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に定める監督員決定の手続き及び通知を行っていないものがあった。</p> <p>② 契約書に定める仲裁合意書を受注者に送付していないものがあった。</p> <p>③ 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>有明水産振興センター</b>
監査執行年月日	平成26年 4月 8日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 職員駐車場の使用に係る行政財産使用許可を行っていないものがあった。</p> <p>② 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>高等水産講習所</b>
監査執行年月日	平成26年 4月15日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>林業試験場</b>
監査執行年月日	平成26年 4月23日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与えているものがあつた。(交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>東部工業用水道管理事務所</b>
監査執行年月日	平成26年 5月27日
監査執行者	監査委員 池田 巧 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事機材の使用に当たり、風圧力等に関する強度計算の確認が行われていないものがあつた。</p>

・国際・観光部 各課

監査対象機関名	<b>国際戦略グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>国際経済・交流課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 8日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 緊急雇用創出金事業を活用した委託契約で、契約書に記載すべき事項を記載していないものがあった。

監査対象機関名	<b>観光戦略グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>おもてなし課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・生産振興部 各課

監査対象機関名	<b>生産者支援課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金)</p> <p>② 公用車に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農産課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約書に貼付する収入印紙で税額を誤っているものがあった。</p> <p>② 財産台帳（無体財産権）で、登録年月日等を記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>園芸課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月11日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>畜産課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>水産課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事で設置した工作物で、財産台帳に記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>林業課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車に損害を与えているものがあった。(2件)</p>

・ 県土づくり本部 各課

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>建設・技術課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月19日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>入札・検査センター</b>
監査執行年月日	平成26年 6月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>土地対策課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>まちづくり推進課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産の貸付等で、公有財産貸付台帳及び行政財産使用許可台帳を作成していないものがあつた。</p>

監査対象機関名	<b>下水道課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月20日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 補助金交付要綱に定める事業遂行状況報告書の提出を受けていないものがあった。</p> <p>② 補助金等交付規則に定める繰越に伴う報告書の提出を受けていないもの、また、会計年度終了時の実績報告書の提出を受けていないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農山漁村課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事で設置した工作物で、財産台帳に記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>農地整備課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>建築住宅課（施設整備室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月17日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（住宅使用料、弁償金）</p> <p>② 財産台帳及び財産台帳（建物・工作物）の履歴台帳で、記載漏れや金額が誤っているものがあった。</p> <p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。（3件、うち1件は交通事故）</p>

監査対象機関名	<b>河川砂防課（水資源調整室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>森林整備課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月17日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・交通政策部 各課

監査対象機関名	<b>空港課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>新幹線・地域交通課（身近な移動手段確保推進室）</b>
監査執行年月日	平成26年 7月17日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>道路課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月16日
監査執行者	監査委員 池田 巧 石丸 博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>港湾課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月11日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 調定決議書で、決裁を受けていないものがあった。</p> <p>② 支出負担行為通知書に物品出納員の押印がないものがあった。</p>

・ 経営支援本部 各課・現地機関

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>人材育成・組織風土グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>法務課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>資産活用課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月25日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 行政財産使用料の調定で、遅延しているものがあった。</p> <p>② 県有財産所在市町村交付金で、支出金額を誤っているものがあった。</p> <p>③ 行政財産の使用許可で、使用料の免除希望が未記載の申請書を記載するよう指導することなく、免除しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>職員課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月15日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね

	<p>適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(退職手当返納金)</p> <p>② 委託契約書で、契約者(所属長)の押印がないものがあった。</p>
--	--

監査対象機関名	<b>財務課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月16日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>税務課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月17日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 業務委託で、誤った指示を行ったため、成果物の一部が使用できず、追加発注が生じるなど不適正な事務処理を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>市町村課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 3日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当で、追給を要するものがあった。</p> <p>② 入札保証金の返還で、遅延しているものがあった。</p> <p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。(交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>統計分析課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 7日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね

	適正と認められた。
--	-----------

監査対象機関名	<b>自治修習所</b>
監査執行年月日	平成26年 5月13日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 重要物品の処分又は活用について、検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>公文書館</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 7日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	<b>佐賀県税事務所</b>
監査執行年月日	平成26年 6月27日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(弁償金、個人県民税 ほか)</p> <p>② 業務委託契約書で、点検回数を定めた仕様書の一部を添付していないものがあった。</p> <p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。(3件、うち1件は交通事故)</p>

監査対象機関名	<b>唐津県税事務所</b>
監査執行年月日	平成26年 7月16日
監査執行者	監査委員 三竿博史
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

監査対象機関名	<b>武雄県税事務所</b>
監査執行年月日	平成26年 6月30日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(個人県民税 ほか)</p>

・ 出納局 各課

監査対象機関名	<b>会計課</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>総務事務センター</b>
監査執行年月日	平成26年 7月11日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

## 教育委員会所管の各課

監査対象機関名	<b>企画・経営グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>危機管理・広報グループ</b>
監査執行年月日	平成26年 7月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教育政策課（県立高校再編整備推進室、特別支援教育室）</b>
監査執行年月日	平成26年 6月23日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教育情報課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月19日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>教職員課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 扶養手当で、追給を要するものがあった。</p> <p>② 業務委託で、不備のある実績報告書を修正させることなく受理しているものがあった。</p>

監査対象機関名	<b>学校教育課（保健体育室、人権・同和教育室）</b>
監査執行年月日	平成26年 6月19日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>文化財課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月18日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 証紙収入の報告で、誤っているものがあった。

監査対象機関名	<b>教育支援課</b>
監査執行年月日	平成26年 6月23日
監査執行者	監査委員 田中俊雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 収入未済があった。（佐賀県育英資金貸付金） ② 入札保証金の金融機関への払込みで遅延しているものがあった。 ③ 財産台帳（建物）へ重複登録したものや売却した土地について公有財産貸付台帳の取消を行っていないものがあった。

## 公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	<b>警察本部</b>
監査執行年月日	平成26年 7月25日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた

## その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	<b>議会事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>選挙管理委員会事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 7月 3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>人事委員会事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 6月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>労働委員会事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 6月24日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>海区漁業調整委員会事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 7月10日
監査執行者	監査委員 池田 巧
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	<b>監査委員事務局</b>
監査執行年月日	平成26年 6月24日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 池田 巧 田中俊雄 三竿博史
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

## 用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p><b>地方自治法</b>            第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p><b>地方自治法</b>            第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するとき</p>

	<p>は、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>債 権 整 理 簿</p>	<p>債権整理簿とは、誤払金等に係る返納金の債権を除き、県のすべての債権について、当該債権が発生してから調定するまでの管理を行うための帳簿です。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 168 条 収支等命令者は、その所掌に属する債権が発生し、及び県に帰属した場合は、債権整理簿に記入しなければならない。ただし、債権発生と同時に調定及び戻入の手続を行う債権については、この限りでない。</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワークによるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が</p>

	<p>収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為  ② 補助金の交付の決定行為  ③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為  ④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p><b>地方自治法</b>  第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>公 金 振 替</p>	<p>公金振替とは、歳入歳出金、歳入歳出外現金及び基金について、現金の移動を生ぜず単に県内部の公金を振替えることをいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 82 条第 1 項  収支等命令者は、次に掲げる振替が同一取引店内で行われる場合に限り、公金の振替の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 歳入金と歳出金との振替  (2) 歳入歳出金と歳入歳出外現金との振替  (3) 歳入歳出金と基金との振替  (4) 歳入歳出外現金内の振替</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p>

	<p>第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>(17) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>概 算 払</p>	<p>概算払とは、支払うべき債務金額が確定する前に概算をもって債権者に対して支出することをいいます。債権確定後に精算が必要となります。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p> <p>第 162 条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 77 条 令第 162 条第 6 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 委託費（契約書に概算払の定めをしたものに限る。）</p>
<p>前 金 払</p>	<p>前金払とは、金額の確定した債務について、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に債権者に支出することをいいます。後日債務の不履行その他の事由により金額に変更が生じる場合のほかは、精算手続は行う必要はありません。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p> <p>第 161 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>(2) 補助金、負担金、交付金及び委託費</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p>

	<p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 79 条 令第 163 条第 8 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 研修、講習、会議、試験及び登録等の経費</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送の受信料</p> <p>(3) 保険料</p> <p>(4) 訴訟に関する経費</p> <p>(5) 前金払により経費の節減を図ることができ、かつ、確実な履行が認められる経費</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p> <p>第 167 条の 2</p> <p>① 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき</p> <p>② その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</p> <p>③ 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき</p> <p>④ 認定業者開発の新製品の買入をするとき</p> <p>⑤ 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき</p> <p>⑥ 競争入札に付すことが不利と認められるとき</p> <p>⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>⑧ 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき</p> <p>⑨ 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>入 札 保 証 金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p><b>地方自治法施行令</b></p> <p>第 167 条の 7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p>

	<p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 103 条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。（以下条文略）</p>
<p>契 約 保 証 金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p><b>地方自治法</b></p> <p>第 234 条の 2</p> <p>2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 115 条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、単価により契約を行うものについては、契約の目的となる給付の種類、数量、期間等に応じて別の定めをすることができる。</p> <p>2 収支等命令者は、前項の規定により契約保証金を納付させるときは、契約締結の際に納付し、契約履行後一定の期間内に返還する旨及び利息を付けない旨を契約しなければならない。</p>
<p>仕 様 書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p>

	<p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p> <p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
<p>工事打合簿</p>	<p>工事打合簿とは、工事や設計委託業務等において、現場の状況等により受注者が契約内容どおりに業務を遂行できない場合に、発注者側と受注者側が事前に協議を行うことで、契約内容の変更を確認したことを証する書面です。</p> <p>この書面に基づき、後日、変更契約を締結することとなります。</p> <p><b>請負工事及び委託業務における設計変更の取扱要領</b>  [2] (変更に係る協議及び指示)</p> <p>請負工事及び委託業務において、金額の大きな増工、廃工、手戻り、重大な工法の変更や隣接しない工区を追加する場合などの設計変更が生じた都度、監督員は、所長と協議し、その結果により変更指示を行うことを原則とする。</p> <p>なお、本庁と協議を要するものについては、変更協議の承認を受けて変更指示を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金額の大きな変更が生じた都度、所長は変更内容を把握すること。</li> <li>2 金額の大きな増工、廃工、手戻りなどは、所長、副所長、課長（最上位監督員が主任監督の場合）との協議結果を踏まえ、監督員が工事打合簿（指示）に決裁し、請負者及び受託者に変更指示を行う。</li> <li>3 監督員は、その変更内容が予算の範囲内で処置できることを確認したうえで、工事打合簿（指示）に図面及び仕様書等を添付して請負者及び受託者に指示する。</li> <li>4 変更指示を行ったときは、請負者及び受託者より工事打合簿（承諾）を提出させる。</li> </ol>
<p>財務経営システム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>

<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p><b>佐賀県公有財産規則</b></p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2</p> <p>(2)建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4</p> <p>(3)工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4)立 木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5)船 舶 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6)用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7)無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8)有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
<p>工 作 物</p>	<p>工作物とは、佐賀県公有財産規則で分類されている区分で、発電設備、冷暖房装置等が該当します。</p>
<p>重 要 物 品</p>	<p>重要物品とは、県が保有する物品のうち、備品の中で、特に管理を厳重に行うものをいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b></p> <p>第 143 条 物品は、その性質、形状等により次の各号に掲げるところにより区分し、その意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 備品 性質及び形状を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品</p> <p>(2) 消耗品 その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品(試験、研究、実習等の用に供される動物を含む。)</p> <p>(3) 生産品 県において生産又は製造した物品</p> <p>(4) 不用品 不用の決定をした物品</p> <p>第 144 条 前条第 1 項第 1 号に規定する備品のうち次に掲げる物品は、重要物品とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に掲げる自動車のうち、普通自動車、小</p>

	<p>型自動車(三輪自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))を除く。)及び大型特殊自動車</p> <p>(2) 20トン未満の機動船舶</p> <p>(3) 美術工芸品類</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、1品の取得価格又は取得評価額が100万円以上の物品</p>
<p>需用品等出納・供用簿</p>	<p>需用品等出納・供用簿とは、消耗品のうち、受入後直ちに交付する軽易な物品等以外のものについて、受入、保管や払出について記録する帳簿です。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b> 第146条</p> <p>4 委任出納員又は物品出納員は、第1項の規定による送付又は前項の規定による通知を受けたときは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(次項において「出納簿」という。)に記入し、通知書等と照合のうえ、物品を受け入れなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる帳簿については、法令その他の規程により別に定める帳簿への記入をもって、それぞれ第1号又は第2号に掲げる帳簿への記入に代えることができる。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>(3) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、出納簿への記帳を省略することができる。</p> <p>(1) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する物品</p> <p>(2) 贈与又は扶助の目的で購入し、直ちに払い出す物品</p> <p>(3) 受入後直ちに交付する軽易な物品(郵便切手類、薬品類、肥飼料、燃料及び原材料品を除く。)</p> <p>第149条</p> <p>物品管理員は、供用(自己の管理に係る物品を自己の所属する本庁等の各課又はかいの職員に使用させるための交付をいう。以下同じ。)をするとき、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に掲げる帳簿(以下この条において「管理簿等」という。)に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>(1) 備品 備品出納・管理簿</p> <p>(2) 生産品 生産品出納・処分簿</p> <p>(3) 消耗品 需用品等出納・供用簿</p> <p>3 次に掲げる物品の供用を受けた職員は、管理簿等に準じて作成した補助簿に、当該物品の使用状況を記入しなければならない。</p> <p>(1) 一定期間の使用量を見込んで多量に供用をされた物品</p>

	(2) 前号に掲げるもののほか、物品管理員から特に指定された物品
基金	<p>基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。</p> <p>国の経済対策に伴い、多くの基金が創設されています。</p> <p><b>地方自治法第 241 条</b></p> <p>普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。</p>
収支等命令者	<p>収支等命令者とは、知事及び知事の委任を受けて、収入金の徴収、支出負担行為、収入及び支出の命令、歳入歳出外現金の出納通知などを行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p><b>佐賀県財務規則</b> 第 2 条第 9 項</p> <p>知事及び知事の委任を受けて収支等の全部又は一部を行う者をいう。</p>
物品管理員	<p>物品管理員とは、物品の管理（会計管理者、委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。）を行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p><b>佐賀県財務規則</b> 第 2 条第 12 号</p> <p>物品の管理（会計管理者、委任出納員及び物品出納員の保管に係るものを除く。以下同じ。）を行う者をいう。</p>
委任出納員	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいはの出納員をいいます。（主に総務課長）</p>

	<p><b>佐賀県財務規則</b>  第 2 条 第 10 号 委任出納員  会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経 理 員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 庶務に従事する職員</li> <li>(2) 出納局の職員</li> <li>(3) 生産品の販売を担当する職員</li> </ol>
<p>か い</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることのできる機関として指定されたものをいいます。</p> <p><b>佐賀県財務規則</b>  第 2 条 第 7 号 かい  本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等(以下「現地機関等」という。)のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p>

(注) 関係条文を一部抜粋

平成 2 5 監査年度

# 定期監査結果報告添付意見

- 1 財産の管理事務について
- 2 有料職員宿舎駐車場使用料の徴収について

佐賀県監査委員

(定期監査結果報告添付意見)

## 組織及び運営の合理化に資するための意見

この意見書は、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月から平成 26 年 7 月までの間に執行した定期監査の途上において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

### 1 財産の管理事務について

財産に関する定期監査の指摘件数は、平成 23 年度 152 件（全体の指摘件数に占める割合 40.8%）、平成 24 年度 143 件（同 38.6%）、平成 25 年度 118 件（同 43.5%）と件数は減少しているものの、平成 25 年度においても、指摘件数が 100 件を超えている。

指摘の内容としては、管理の事務手続きや取得、処分に関する事務手続きが適正でないものが大部分を占めており、財産台帳等の記載漏れ・記載誤りや備品の財務経営システムへの入力漏れ・入力誤り、返納手続き及び不用の決定をしないまま備品を棄却処分しているものなどが散見された。

近い将来において、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提として財務書類を作成する新地方公会計への移行が予定されていることから、財産の取得、管理、処分等に当たっては公有財産規則や財務規則等の関係諸規程を遵守し、今まで以上にチェック体制を強化するなど、より正確な財産台帳等の整備を行い、財産管理事務の適正化に努められたい。

## 2 有料職員宿舎駐車場使用料の徴収について

有料職員宿舎の駐車場使用料については、平成 7 年度に戸建宿舎と舗装、区画線及び車止めを整備し、宿舎番号の表示を行った集合宿舎の駐車場について有償化され、その後特段の見直しが行われず現在に至っている。

平成 26 年 2 月末現在で宿舎全戸数 966 戸のうち駐車場使用料を徴収するものが 237 戸、徴収しないものが 729 戸となっている。

舗装等を行っていない集合宿舎の駐車場については、使用料を徴収しておらず、中には、舗装、区画線、車止めが整備されているものの、宿舎番号が表示されていないとして、使用料を徴収していない宿舎もあった。

一方、国及び九州の半数の県においては、舗装等を行っていない駐車場についても使用料を徴収されており、また、民間においては、駐車場の形態にかかわらず徴収されているのが実態である。

このようなことから、宿舎の管理に支障のない範囲で、一定の区画を限って駐車場として使用させる場合には、使用料を徴収することを検討されたい。